

公告第 31-5 号

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 3 日

小野町長 村上 昭正

1	業 務 番 号	小物等第 33 号
2	業 務 名	ふくしま森林再生事業 森林整備業務委託
3	履 行 場 所	小野町大字飯豊字袖山 地内
4	業 務 概 要	森林整備 A=6.13ha、路網整備 L=1,459m
5	期 間	着 手 契約締結の日から
		完 了 令和 8 年 2 月 27 日（金）
6	発 注 の 方 法	条件付き一般競争入札
7	発 注 課	産業振興課
8	予 定 価 格	事後公表
9	最 低 制 限 価 格	設定しない
10	入 札 参 加 資 格 要 件	入札に参加できるのは、公告日から入札日までに①から⑥に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
	①	令和 7・8 年度小野町競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
	② 所 在 地 区 分	県中地域（郡山市、須賀川市、田村市及び岩瀬郡、石川郡、田村郡）に本店又は営業所（支店）を有する者
	③ 業 務 実 績	過去において、同種業務の実績がある者
	④	小野町において指名停止期間中でないこと。（入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）
	⑤	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
	⑥ 技 術 者 の 配 置	森林施業における指揮および現場統括を遂行できるフォレストマネージャーが在籍している者。
11	設計図書等の閲覧方法及び期間	
	① 閲 覧 方 法	小野町公式ウェブサイトによる
	② 閲 覧 期 間	令和 7 年 10 月 16 日（木）から令和 7 年 10 月 30 日（木）まで
12	設計図書等に対する質問	
	① 質 問 方 法	電子メールによる。（送信先アドレス：sangyoushinkouka@town.ono.fukushima.jp）
	② 質 問 期 限	令和 7 年 10 月 22 日（水） 午後 5 時 15 分まで
	③ 質 問 書 回 答 日	令和 7 年 10 月 24 日（金）
	④ 質 問 に 対 す る 回 答 方 法	質問への回答は、小野町公式ウェブサイトで行う。
13	入札参加資格確認申請	
	① 申 請 の 方 法	入札に参加する者は、13②の書類を添付のうえ申請すること。期限までに申請がない場合は、入札に参加できない。
	② 申 請 書 類	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 ※様式第 1 号（第 16 条関係） その 2 委託・物品等用 （1）同種業務の実績の確認資料 （2）条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 （3）技術者の資格・業務経験
	③ 申 請 期 限	令和 7 年 10 月 10 日（金） 午後 5 時 15 分まで
	④ 町からの確認通知	令和 7 年 10 月 14 日（火）
	入札方法及び入札期間	
14	① 入 札 方 法	郵便入札
	② 入 札 書 提 出 期 限	令和 7 年 10 月 30 日（木） 午後 5 時 15 分まで

	③	提出書類	入札書
15		入札保証金	免除
16		入札（開札）日時	
	①	開札日時	令和7年10月31日（金） 午前10時から
	②	開札場所	応接室
	③	開札時の対応	再度入札の場合は、入札者へ電話連絡をする。
17		入札回数	初回入札において落札者がなかったときは、3回を限度として再度入札を行う。 なお、10 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回って入札した者は、再度入札に参加できないものとする。
18		落札者の決定	本入札においては、開札後に予定価格を下回る最低価格入札者の入札参加資格要件等を再審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、落札者として決定する。なお、落札決定者が事前に提出した入札参加資格確認申請書の内容に変更があった場合は、速やかに小野町役場総務課まで持参すること。
19		契約保証金	小野町財務規則第 121 条、第 122 条、第 123 条及び第 124 条の規定による。
20		入札の無効	
	①	町の入札参加に必要な資格のない者のした入札	
	②	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた者のした入札	
	③	その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札	
21		その他	
	①	入札書には、消費税を除いた金額を記載すること。	
	②	一度提出された入札書は、書き換え、引き替え又は撤回することができない。	
	③	その他この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び本町の財務規則等の定めるところによる。	